

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師(陳軼凡、黄曉軍)

経済的人員削減について(2)

第31回 経済的人員削減について(2)上海市地方規定

「労働契約法」第41条の規定により、上海市人力資源・社会保障局は2009年1月8日、「雇用者が法に従い人員削減報告を実施することに関する通知」(以下「通知」という)を公布した。当該通知は雇用者が法に従い人員削減報告を実施することについて規定し、上海市の全市範囲に適用される。当該報告は許認可ではなく、届出としてみなされる。上海市の雇用者が法に従い労働行政部門に人員削減(以下「人員削減」という)の実施方案を報告することに関する作業事項は以下の通りである。

1. 受理範囲は、上海市および各区・県を含む

(1) 市級人力資源・社会保障局の受理範囲

a. 市直属国有企業およびこれの支配企業並びに登録資本金が1,000万米ドル(または1,000万米ドルに相当する)以上の外商独資企業

b. 上海の中央直属企業

(2) 区・県級労働行政部門の受理範囲

上記既に市級労働行政部門の受理範囲に入った企業を除く各区・県の行政区域内の企業

2. 雇用者が労働行政部門に人員削減の方案を報告する場合、以下の材料を提出しなければならない

(1) 「企業営業許可証(副本)」および「労働組合法人資格証書」の写し。労働組合が設立されていない場合、推挙により選ばれた従業員代表者であることを証明できる、従業員全員の署名・押印した材料を提出する。

(2) 労働組合代表者または従業員代表者の個人資料。これには名前、身分証明書番号、職務および労働契約期間などが含まれる。

(3) 企業が制定した書面による人員削減方案。これには、企業による人員削減の人数、人員削減人数の従業員総数における比率、人員削減の対象名簿(名前、身分証明書、労働契約期間)、経済的補償金の準備状況および企業が補足措置を取るか否かについての状況説明書などが含まれる。

(4) 企業による労働組合または従業員への状況説明および意見聴取にかかる材料

これには、企業が人員削減の実施を要求する理由、労働組合または従業員への状況説明の日付および方式、労働組合または従業員からの意見聴取状況などが含まれる。

企業が労働行政部門に提供した材料は真実でなければならず、偽りの材料を提供した場合、企業がこれに相応する法律責任を負う。

3. 雇用者による労働組合または従業員への状況説明から報告が労働行政部門に送達される日までは、少なくとも30日を経なければならない

労働行政部門は、資料が揃った人員削減報告書を受け取り、かつ領収書を発行する。人員削減方案と法律法規とが抵触していることを発見した場合、これを是正するよう雇用者に通知しなければならない。労働行政部門は雇用者の人員削減について監督権を有する。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号CBD国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818(中国語、英語) 010-8513-1800(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel : 021-5386-1618(中国語、英語) 021-5386-1109(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619